

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日

2024年4月26日



## 新光サザンアジア 株式ファンド

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ <sup>*2</sup>
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 <sup>*1</sup> )	年2回	アジア	ファンダ・オブ・ ファンズ	なし

\*1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

\*2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「新光サザンアジア株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年4月25日に関東財務局長に提出しており、2024年4月26日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

**アセットマネジメントOne 株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2024年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆5,262億円  
(2024年1月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

**0120-104-694**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三井住友信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



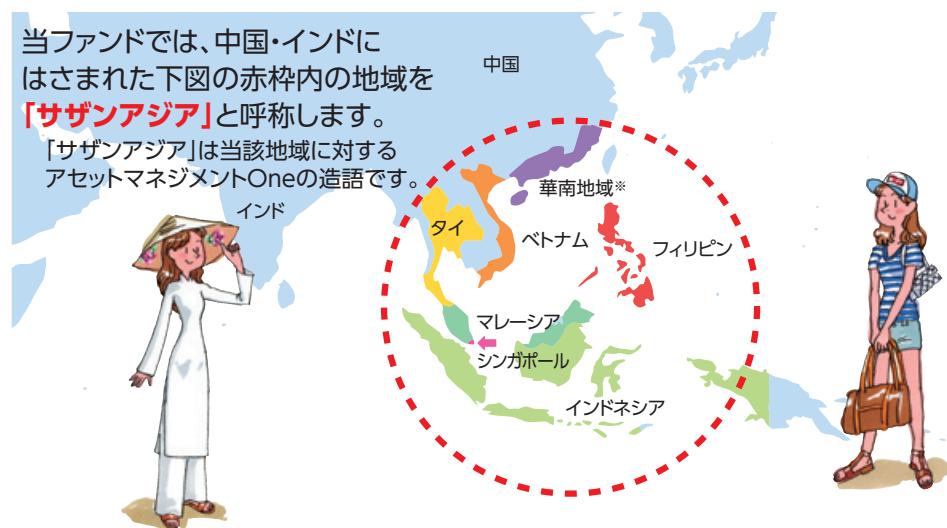
# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

- 1 中国(主として香港、マカオなどの華南地域\*)ならびに東南アジア(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムなど)の株式に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。



**地理条件** 巨大新興国の中国・インドに隣接し、日本からも近い。

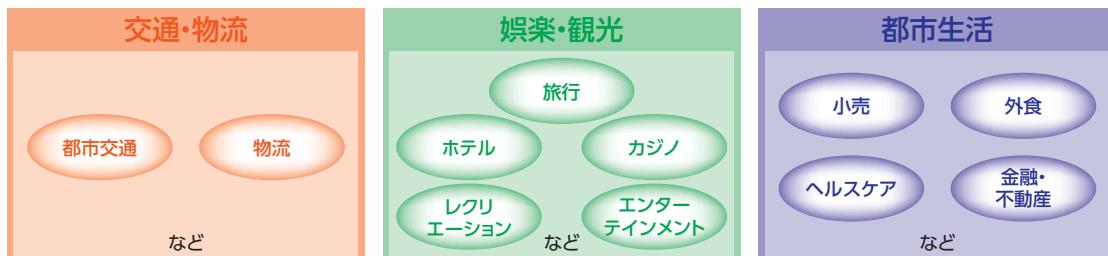
**自然条件** 寒暖差の少ない温暖な気候、豊かな自然に恵まれています。

**経済条件** インフラ整備や自由貿易協定の締結などで経済の一体化が進んでいます。

\*華南地域(華南)とは、当ファンドでは、香港、マカオおよび中国南部の広東省、海南省、福建省を指します。

- 2 投資対象地域の、主としてサービス分野に関連する企業の株式に、実質的な投資を行います。

- かつて生産拠点として成長の端緒を切り開いたこの地域は、巨大新興国に隣接する地理条件、温暖な気候といった優位性を背景に、高付加価値のサービス分野を主軸として新たな成長期に入り、今後の更なる発展が見込まれます。
- 当ファンドは、特色ある成長性を有する華南地域および東南アジア諸国の、サービス分野を中心とする企業の株式に投資し、中長期的な収益の獲得を目指します。



\*当ファンドで注目するサービス分野とは、人々に対して、快適さ、心地良さなどをもたらすサービスや商品を取り扱う産業全般を指し、製造業を排除するものではありません。



# ファンドの目的・特色

3

## 2本のファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。

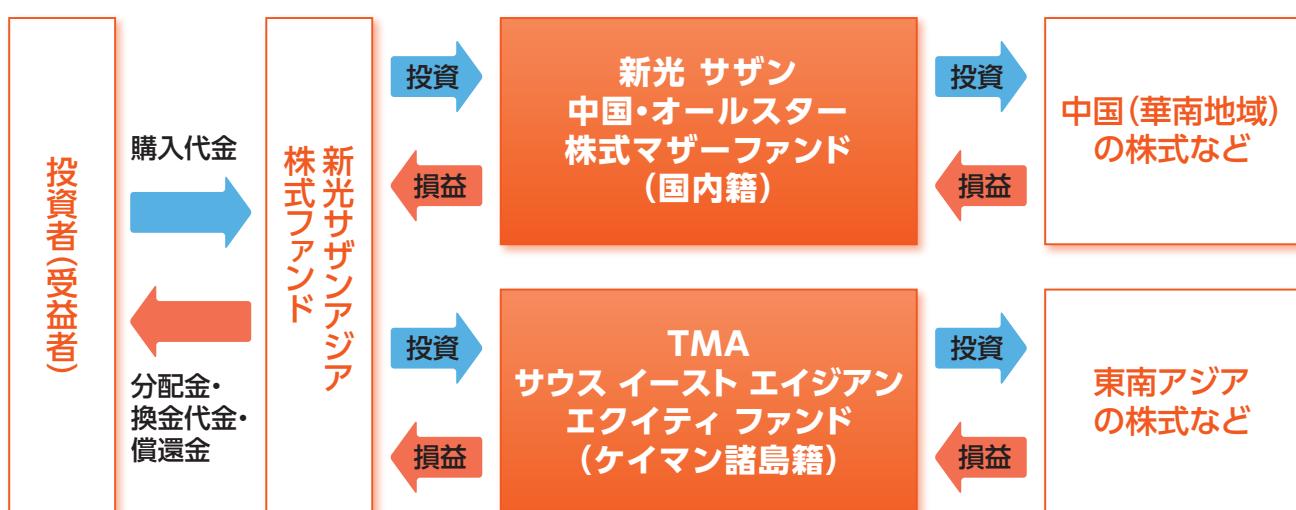
- 国内投資信託「新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)」を通じて中国(華南地域)の株式に、ケイマン諸島籍外国投資信託「TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド(以下「東南アジアファンド」という場合があります。)」を通じて東南アジア諸国の株式に投資するファンド・オブ・ファンズです。
- マザーファンドはアセットマネジメントOne株式会社が運用を行い、東南アジアファンドは東京海上アセットマネジメント株式会社(TMA)と、シンガポールを拠点とするTokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.(TMAI)が共同で運用を行います。
- 投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とし、各投資信託証券への投資割合は、それぞれの投資対象市場の規模などを勘案して決定します。当ファンド(新光サザンアジア株式ファンド)の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ40%から60%の範囲内とします。
- 投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

※東南アジアファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ■ ファンドの仕組み

### 当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことと、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※東南アジアファンドへの投資にあたっては、東京海上アセットマネジメント株式会社から投資助言および情報提供を受けます。東南アジアファンドの受益証券は円建てで発行されます。

## ■ 東京海上アセットマネジメント株式会社(TMA)

東京海上アセットマネジメント株式会社は、2002年に設立された東京海上ホールディングスの100%子会社です。独自の徹底的な調査と分析を投資の原点におき、高い運用収益を追求するため、企業調査、マクロ調査、計量分析などのリサーチに重点をおいた運用体制を構築しています。

## ■ Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd. (TMAI)

TMAIは、1997年に東京海上アセットマネジメント株式会社の100%出資により設立されたシンガポール現地法人であり、アジア・オセアニア地域の株式運用などを行っています。経験が豊富で、かつ、現地の経済事情に精通したアナリストによるボトムアップ・アプローチを投資の原点としています。



# ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

原則として、年2回(毎年1月、7月の各月25日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

■当ファンドが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

ファンド名	新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド (以下、当概要において「当ファンド」といいます。)
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として中国(香港、マカオ、中国本土)のサービス分野に関連する企業の株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。</li> <li>・個別銘柄の選定にあたっては、ボトムアップ・リサーチを中心とする分析を通じて、高い成長が見込まれる銘柄を発掘し、投資を行います。</li> <li>・株式の組入比率は、高位とすることを基本とします。</li> <li>・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>・当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2007年1月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社



# ファンドの目的・特色

ファンド名	TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド (以下、当概要において「ファンド」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／円建受益証券
主な運用方針	東南アジア諸国のサービス分野を中心とする企業の株式などへの投資により、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資制限	・同一企業が発行する株式への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・投資信託証券への投資は、純資産総額の5%を超えないものとします。
信託期間	2156年11月23日まで
運用開始日	2006年12月4日
決算日	原則として毎年6月20日
収益分配方針	収益などを勘案し、分配を行うことがあります。
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.62%を乗じて得た額が投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。この他、ファンドは株式などの売買委託手数料等取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用(保管銀行に対する報酬は含まれません)、投資信託財産に関する租税などを負担します。 受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対する報酬、監査報酬、法的費用などは投資顧問会社が支払うものとします。
関係法人	受託会社:Global Funds Trust Company 保管銀行、事務代行会社:Nomura Bank (Luxembourg) S.A. 投資顧問会社:東京海上アセットマネジメント株式会社 副投資顧問会社:Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.

※前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※前述の各概要是、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要是2024年4月25日現在のものであり、今後変更になる場合があります。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドは実質的に中国および東南アジアの株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは先進国通貨以外の外貨建証券にも実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。



# 投資リスク

特定の投資  
信託証券に  
投資する  
リスク

## 組み入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

信用  
リスク

## 投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

投資対象  
ファンドに  
かかる  
税制変更の  
リスク

## 投資対象ファンドにかかる税制等の変更は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドが組み入れる外国投資信託の設定地および当該外国投資信託が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



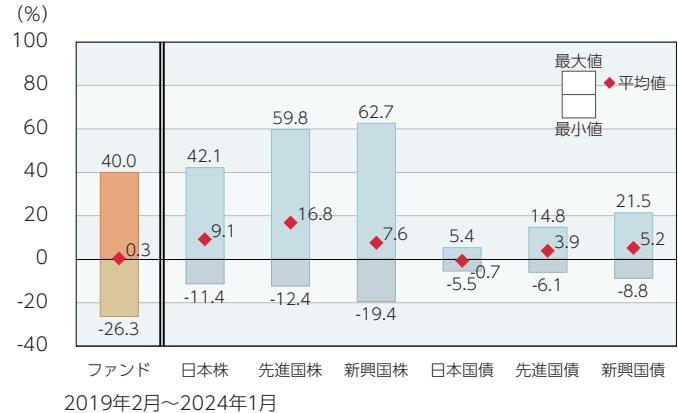
# 投資リスク

## ＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指數の指數値および同指數にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウおよび同指數にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、日本を除く世界の主要先進国の株価指數を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、新興国の株価指數を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本 国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指數の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指數は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2024年1月31日

## 基準価額・純資産の推移 《2014年1月31日～2024年1月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2010年2月26日)

## 分配の推移(税引前)

2022年 1月	10円
2022年 7月	50円
2023年 1月	30円
2023年 7月	10円
2024年 1月	10円
設定来累計	8,060円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### ■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド	50.43
2	新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド	49.51

### ■新光 サザン中国・オールスター株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	AIA GROUP LTD	株式	香港	保険	9.01
2	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	株式	香港	資本市場	8.24
3	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	株式	香港	機械	6.14
4	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	株式	香港	銀行	5.64
5	HANG SENG BANK LTD	株式	香港	銀行	5.09

### ■TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド(2024年1月30日現在)

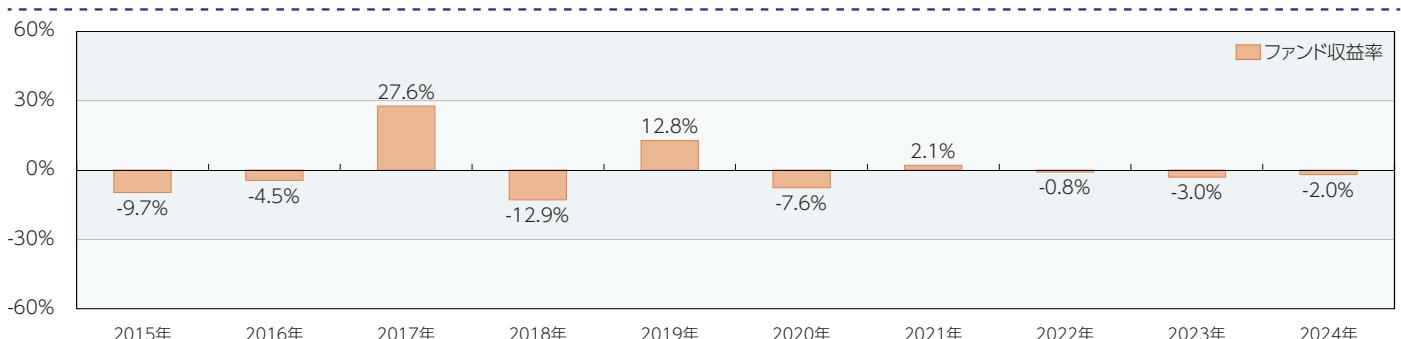
※東京海上アセットマネジメント株式会社からの情報を基に作成しています。

※比率(%)は、TMA サウス イースト エイジアン エクイティ ファンドの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	業種	通貨	比率(%)
1	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	銀行	インドネシアルピア	6.5
2	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	銀行	シンガポールドル	5.9
3	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	インドネシアルピア	5.6
4	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	シンガポールドル	5.0
5	SEA LTD-ADR	メディア・娯楽	アメリカドリル	4.5

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2024年4月26日から2024年10月25日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・香港証券取引所の休業日　・ルクセンブルグの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2010年2月26日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする東南アジアファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・東南アジアファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・東南アジアファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月および7月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に以下の範囲内で販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 上限:3.3%(税抜3.0%) 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.43%(税抜1.3%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)の配分は、販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の通りとします。				
		販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社	
		200億円未満の部分	年率0.53%	年率0.70%	年率0.07%	
	主な役務	200億円以上500億円未満の部分	年率0.48%	年率0.75%	年率0.07%	
		500億円以上1,000億円未満の部分	年率0.43%	年率0.80%	年率0.07%	
		1,000億円以上の部分	年率0.33%	年率0.90%	年率0.07%	
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価		
		※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(東京海上アセットマネジメント株式会社)に対する投資顧問報酬(年率0.012%~0.018%程度(税抜))が含まれます。				
		投資対象とする外国投資信託				
	実質的な負担	東南アジアファンドの純資産総額に対して年率0.248%~0.372% ※当該外国投資信託の組入比率を40%~60%として概算したものです。				
		ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.678%~1.802%(税抜1.548%~1.672%)程度 ※上記は概算の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。				



# 手続・手数料等

その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>•信託事務の処理に要する諸費用</li><li>•外国での資産の保管等に要する費用</li><li>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li></ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とする投資信託証券においては、有価証券等の売買手数料等がかかります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
------------	---

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.87%	1.42%	0.45%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年7月26日～2024年1月25日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

なお、当ファンドについては、投資先ファンドにかかるキャピタル・ゲイン税は含まれておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

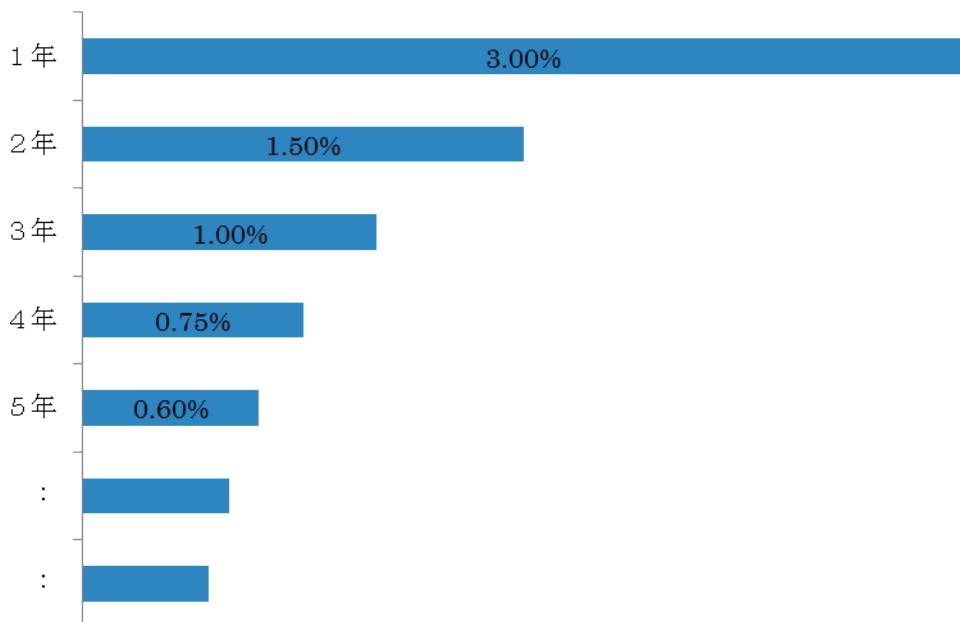
このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 投資信託の購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくのですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

# 目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 投資信託のリスクについて

- ✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ✓ 投資信託は預貯金と異なります。

## 投資信託の手数料などの諸費用について

- ✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

## 登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- ・ お取引に当たっては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- ・ お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしたうえで、当行所定の日に払い戻します。
- ・ お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

## 当行の苦情処理措置および紛争解決措置

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あっせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	0120-64-5005	電話番号	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)	受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)

## 当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となるいる認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター（電話番号0800-800-4104：通話料無料） [受付時間：平日9:00~18:00（土・日・休日、12/31~1/3を除く）] なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。